
《論 文》

鎌倉御家人ーとくに「文士」についてー(1)

北 爪 真 佐 夫

はじめに

- (I) 鎌倉初期の「文士」と「武士」
- (II) 鎌倉初期の「文士」たち
- (III) 初期幕政における諸政策と文士たち
 - (1)守護地頭制

はじめに

鎌倉御家人でありながら、「偏被定号於文士」⁽¹⁾れた者が存在した。これらの人々は「武士」(勇士)と対比された存在で「武器之家」とは異なる「文士」として、主に「文筆」に携わっていたのである。彼らは幕府の成立期ではとくに顕著な役割を果たしたのであるが、それ以降では所領相論などが頻発するなかでそれに対応する訴訟機関などで法曹官僚として重要な役割を果たしたのである。このように彼等の協力なしには幕府の政治や訴訟機関を運転することは困難であり、「勇士」=武士のみではうまく幕府の諸機関を機能させることは難しいばかりでなく、公文所や問注所をつくりだすことすら困難だったのである。それでは幕府初期のかかる「文士」たちの代表格的存在に位置する者をあげるとすれば、大江（中原）廣元とか三善康信をあげることには異存はないであろう。彼らは幕府の諸機関、公文所・問注所の設立にはかかせぬ者たちだったのである。

1187（文治三）年八月、斎院次官親能や因幡前司廣元は頼朝の使節として在京中であったが前年の四月には北条時政が鎌倉にもどったこともあって、「洛中騒動」⁽²⁾がしばしば起り、「朝家」としては檢非違使では手にあまり関東に鎮圧を要請したのであった。頼朝はその折りに在京していた前述の有力御家人親能や廣元について「當時親能廣元雖在京候、元自非武器候、只閑院殿修造事、致沙汰候許也、如比事、全不可為彼等不覺候歟、（傍点筆者）⁽³⁾」といっているのである。こうした仕事は東国の有勢者であり勇士=武士でなければ果たせないとして千葉常胤や下河辺庄司行平を上洛させて鎮圧にあたらせることになったのである。本稿では前者の「文士」に注目して①どのような人達か、②どのような役割を果たしたのかを問題としたい。

実際彼等は、彼等のいわゆる「公家社会」での知識やその出自からみて、「武士」では担当し得ない役割を果たしたし、重要な政策の立案・決定にも関与し、ひいては幕府の性格形成にも少からぬ影響を与えたのである。なおこの「文士」に関しては、本文でもふれていることではあるが、さらに若干の事例をあげれば1185（文治一）年二月に典膳大夫中原久経と近藤七国平を使節として上洛させているが、この両人を説明して「雖非指大名」といったあとで、前者は故義朝のときに「殊功」があり、かつ「携文筆」わっていたといい、後者は「勇士」であったから任命されたのだといっている。もう一例をあげれば1192（建久三）年に、「文武抽賞」があり、「文」の方は「右筆」の前右京進仲業で、「武」の方は「弓馬之芸」を継いだ藤田小三郎能国であった。いずれにしても、このような「文士」たちについては、古くから研究されてはきているが、彼等が幕府の性格形成に如何にかかわったのかといった問題意識で追及されたことはあまりなかったのではなかろうか。本稿では後述の「雑色」の検討とともに、そうした点を課題として以下具体的に検討することにしたい。

- 註（1）吾妻鏡 建保六年十二月十六日条。
- （2）吾妻鏡 文治二年四月一日条。
- （3）吾妻鏡 文治三年八月十九日条。

I 鎌倉初期の「文士」と「武士」

はじめに、「武器之家」ではない鎌倉御家人として斎院次官親能と因幡前司廣元を例にあげたが、「武器之家」にあたる事例を一二あげてみると、1186（文治二）年四月、頼朝は都の内大臣藤原実定以下の議奏公卿に「天下之政道」に関し消息で問題を提起したことがあったがそれは以下のようなものであった。

天下之政道者，依群卿之議奏，可被澄清之由，殊所令計言上也，具存君臣之議給者，各無私不諛，令廻賢慮給，可令申沙汰給也，頼朝適稟武器之家，雖運軍旅之功，久住遠國，未知公務之子細候，縱又雖知子細，全非其仁候，旁不能申沙汰候也，但為散人之愁，一旦令執申事者，雖為頼朝之申状，不可有理不盡之裁許候，諸事可被行正道之由，所相存候也。（後略）
(傍点筆者)⁽¹⁾

ここで頼朝が述べていることは「朝家」と頼朝との関係としては「君臣」関係にあること、さらに「武器」の家を継承している頼朝としては「公務」にかかわる資格にかけるところがあり、こうした仕事は議奏公卿以下の文官が担うべきであるといっているのである。つまり、自分としては「武器之家」を継承して「君」につかえることがその「職分」に合致したものであるというのである。

次の事例は、彼の平清盛の子息、宗盛に関するものである。

是為將軍四代之孫，武勇稟家，為相國第二之息，官祿任意，然者不可憚武威，不可恐官位，

何對能員可有礼節哉（後略）⁽²⁾

ここでは平家の「武勇」の家を継いだ宗盛が捕虜となっていたことから比企能員などに対して毅然とした態度をとっていないことが問題となっているのである。いずれにしても、彼が継承したのは「武勇家」だったのである。もっとも、このような二例は武家の「棟梁」の位置にある「家」系にこそふさわしいものといった方がよいのかも知れない。

さて、鎌倉御家人内での「武士」と「文士」は一体どんな相違や位置関係にあったのであろうか。そこですでに引用している事例ではあるが再度引用して検討してみたい。

為大夫判官行村奉行、御拝賀供奉隨兵以下事有其沙汰、兼治定人數之中、小山左衛門尉朝政、結城左衛門尉朝光等、依有服暇、被召山城左衛門尉基行、萩野二郎景員等、為彼兄弟之替也、右大將御時被定仰云、隨兵者、兼備三徳者、必可候其役、所謂、譜代勇士、弓馬達者、容儀神妙者也、亦雖譜代、於疎其藝者、無警衛之恃、能可有用意云々、而景員者、(中略)次基行者、雖非武士、父行村已居廷尉職之上、容顏美麗今達弓箭、又依為當時近習、内々企所望云、乍列將軍家御家人、偏被定号於文士之間、並于武者之日、於時有可逢恥辱之事等、此御拝賀者、關東無双晴儀、殆可謂千載一遇歟、今度被加隨兵者、子孫永相續武名之條、本懷至極也云々、仍恩許、不及異儀云々 (傍点筆者)⁽³⁾

ここで問題となっているのは将軍実朝が、1217（建保六）年六月に右大臣に任命され鶴岡八幡宮に拝賀するにあたり、供奉隨兵を募ることになったのであるが、すでに当日の隨兵は決っていたが小山朝政らの服暇の申出により二名の欠員が生じ、二人を補充することになったのである。二人の補充者のうち、萩野二郎景員については、「武士」であるので、さしあたりは問題とする必要がないので、山城左衛門尉基行について検討することにしたい。まず、この種の隨兵には「三徳」をそなえている者は必ずこの役を務めなければならないことは、頼朝時代からの定めであったという。第二は基行は「武士」ではないといわれており、本人は御家人に列しながら偏に号は「文士」と定められていたという。第三にこのため彼は「隨兵」となることの資格を缺くことになるのだが、彼の父行村はすでに「廷尉職」にすわっているし、本人は「容顏美麗」でかつ「弓箭達者」であるから少くとも「二徳」は備えていることになる。彼はその上に当時「近習」であり、内々に「隨兵」になることを希望していたため結局は隨兵になることが認められたのである。ところで「文士」であるが故に「武者」とあい並ぶさいなどには、時に「恥辱」に逢うことがあったといっている点が注目されるのである。平氏を敗った1185（文治一）年からこの時期まで三十有餘年が経過しているが、このようにいまだに「武士」優位ということは「武家権門」下の世界では当然といえば当然ということになろうか。基行は「文士」でありながらも「隨兵」を希望したわけであるが、父行村は、このとき隨兵などの奉行の任にあり、かつ、その前年には北条泰時の侍所別当のもとで所司（四人のうちの一人）で「御家人事」を奉行する地位⁽⁴⁾にあったから基行が補充者に選ばれるには有利であったろう。なお、この父子は後年評定衆が設置されるにあたっては、父行村は1225（嘉禄一）年から、基行の方は

1239（延応一）年よりその任についている。なおまた、基行が今度の供奉隨兵に加わることができるならば、子孫に永く「武名」を相続することになり「本懷至極」といっていることに、何よりも「武士」優先の社会であることが確認できるのである。

次に、1185（文治一）年二月、頼朝の使節として典膳大夫中原久経と近藤七国平が上洛しているが、これは畿内近国の所々で狼藉する輩があり、平家滅亡を待たずにこれを停止し、鎮圧するためにさし遣わされたのである。彼の両人について、「今兩人雖非指大名、久経者、故左典廄御時殊有功、又携文筆云々、國平者、勇士也、有廉直之譽之間、如此云々（傍点筆者）」⁽⁵⁾といっている。今度両者は他の人と替って使節に治定したのだが、さしたる大名でない二人が任命されたのは久経の場合はかの義朝の時代に殊功があり、また「文筆」に携わっていたからであるという。国平の方は「勇士」であり、「廉直之譽」があったからであったという。これだと中原久経は「文士」に分類してもよいと思われるが「勇士」である国平とともに「使節」に選ばれて「狼藉停止」の任にあたったことは「武士」に近接した存在であるといってよいからであろう。同年五月の段階だと頼朝は「雜色六人」を遣わして両人に「畿内雜訴成敗」⁽⁶⁾にあらせたという。そのさい前記六名の「雜色」を三人づつ召仕うよう指示したという。さらに翌月の中旬には両者は関東御使として「院宣」を帯びて「畿内近国」を巡検し、土民の訴訟を成敗しているがその間、誤りがあったということは聞かなかったという。⁽⁷⁾さらに七月の初旬では

「鎮西事」に関して、「且止武士自由狼藉、且顛倒之庄園如舊附国司領家、為全乃貢、早申下 院宣、行向可遂巡檢之由（後略）」⁽⁸⁾

とあって、以上の院宣の内容にそって鎮西の巡檢にあたるように指示されている。こうした仕事を両人が行う上で、「雜色之人」を召仕うことができたことは力となったであろうし、中原久経が「文筆」に携わった経験をもっていたことは誤りなく仕事を遂行する上で有効であったものと思われる。

さて、前後することになるが、1184（元暦元）年四月中旬に、源民部大夫光行と中宮大夫属入道善信（俗名康信）が京都より鎌倉に参着しているが、後者については「善信者本自其志在関東、仍連々有恩喚之故也」といっている⁽⁹⁾。その翌日、頼朝は鶴岡に参拝している。善信はその御供に従ったあとで回廊で対面するのだが、「令參住當所、可輔佐武家政務之由、及嚴密御約諾云々（傍点筆者）」⁽¹⁰⁾ということで、鎌倉に参住して「武家」の政務を輔佐することを堅く約諾したのであった。いうまでもなく頼朝は「文士」としての力量に期待したことであった。こうして「文士」としての職務がしかるべき機関と結びつくことになれば、たとえ「文士」と称する存在であっても、武家権門内でしかるべき地位（官位など）を確保することになるのである。いままでのべてきたところでみると山城左衛門尉基行の父は前述のように「文士」であったが1217（建保五）年には「侍所々司」になっており、それに対応する「職權」を確保しているのである。

さて、幕府内の機関としては1180（治承四）年十月には「侍所」が設置され、その後に公文所などが設置されるまで四年が経過している。つまり、1184（元暦一）年十月六日に新造公文所吉事始めが行われた⁽¹¹⁾。ところでこの問題の前に一二の点を補足しておきたい。この年の六月、頼朝は大蔵卿泰經朝臣に書を送り大納言頼盛、同息男を本官に還任されるべきことと、源氏一族のうち範頼、廣綱、義信を一州国司に任命されるよう内々に奏聞することを要請しているのである。なお、この御書の執筆は早くもかの大夫属入道康信（善信）が行っている。ところでこの公文所別当は安芸介廣元であるが、彼はこの年の十月の吉書始めに出席している。彼がいつ鎌倉に着任したのかは吾妻鏡などでは定かではない。もっとも、この年の八月に頼朝は「安芸介廣元受領事」⁽¹²⁾を京都に申し入れているからこの時期あたりには少なくとも鎌倉に来住していたのではなかろうか。同月廿四日には新造公文所の立柱上棟があり、大夫属入道善信と主計允行政が奉行にあたっている⁽¹³⁾。こうして十月六日には前述したように「吉書始」めが行われ、安芸介中原廣元が着座し、斎院次官中原親能、主計允藤原行政、足立藤内遠元、甲斐四郎（甲斐小四郎秋家）⁽¹⁴⁾、大中臣秋家、藤判官代邦通らが「寄人」として参上したという。吉書は藤判官代邦通がまづ執筆し、廣元が御前で披覽し、次いで相模国中神領佛物等のことを沙汰し、其後に烷飯を行ったという。⁽¹⁵⁾ 同月八日には「諸人訴論對決事」に関して、「相具俊兼、盛時等、且召決之、且令注其詞、可申沙汰之由、被仰大夫属入道善信云々。仍點御亭東面廂二ヶ間、為其所、号問注所打額云々」⁽¹⁶⁾とある。これによると問注所は御亭東面廂二ヶ間としたこと、執事は大夫属入道善信で、筑後権守藤原俊兼、民部丞平朝臣盛時らが寄人となって、諸人訴論對決事を召決し、其詞を記したという。ところで六年後の建久元年では俊兼と盛時はいずれも「公事奉行人」⁽¹⁷⁾であるとしている。さて、この段階での公文所、問注所の構成員はその大部分が「文士」であって、「勇士」（武士）は足立藤内遠元は確実であるが、あるいは甲斐小四郎秋家も同類に属するものであろうか。

さて、1191（建久二）年正月十五日には吉書始めがあり、政所以下のスタッフが明示されている。

政所

別當 前因幡守平朝臣廣元

令 主計允藤原朝臣行政

案主 藤井俊長鎌田新藤次

知家事 中原光家岩手小中太

問注所執事

中宮大夫属三善康信法師 法名善信

侍所

別當 左衛門少尉平朝臣義盛 治承四年十一月奉此職

所司 平景時梶原平三

公事奉行人

前掃部頭藤原朝臣親能 筑後權守同朝臣俊兼

前隼人佐三善朝臣康清 文章生同朝臣宣衡

民部丞平朝臣盛時 左京進中原朝臣仲業

前豊前介清原真人実俊

京都守護

右兵衛督能保卿

鎮西奉行人

内舎人藤原朝臣遠景 号天野藤内⁽¹⁸⁾
左衛門尉

これであきらかなことは侍所関係と鎮西奉行人を除いた人達はそのほとんどが「文士」に出自をもつものなのである。もっとも、ここに名を連ねた「文士」たちはその「職務」を通じてしかるべき位置、有力武士に匹敵するような地位を確保するにいたったものとみてよいであろう。

さて、この年の翌年六月に、「恩沢沙汰」があり、新たに新恩を加えられたものと以前の御下文をなし改めたものたちの中で「文武抽賞」にあずかったもの⁽¹⁹⁾があったという。その抽賞をうけた者は前右京進仲業と藤田小三郎能国で、前者は「文士」で、後者が「勇士」（武士）だったのである。前者は前年の正月の政所以下のスタッフ中に「公事奉行人」として名を連ねている人物である。（もっとも、こちらは前左京進仲業となっているが）

①所謂前右京進仲業、勵右筆勤之處、未預賞之間、今日始拝領之⁽²⁰⁾

②藤田小三郎能国、繼弓馬芸之故、以父勲功賞跡、永可傳來葉之由云々⁽²¹⁾

①は「右筆」の勤めを励んだが、いまだに賞に預からなかつたので、今日始めて拝領したという。この場合に拝領したものは何かはっきりしないが所領であることは確かであろう。後者の「勇士」は「弓馬芸」を継承したことが抽賞の理由で、父の勲功賞跡を永く伝えるべきであるというのである。前者の右京進仲業の仕事は所謂武士のそれと異なつて恩賞を得ることがなかなか難しくこのように遅れがちであったのではなかろうか。

以上のことを念頭において、所謂「文士」といわれる人達は庄園の下地=地頭職などを恩賞等で与えられることはなかったのであろうか。そこで若干の事例からこの問題を検討してみよう。

文治三年三月の「公卿勅使駅屋雜事」に関し伊勢国地頭御家人の多くが雜事を対捍しているとして、在庁注進状が召されている。それによると対捍している庄園のうち、「文士」らが関係している庄園等は以下の通りであった。⁽²²⁾

中原廣元関係でみると、

①栗眞庄②窪田庄③遍法寺領④慈悲山領⑤小倭田庄⑥永富名⑦得永名⑧福延別名⑨石丸名
伊勢国では以上の九ヶ所を確認することができる。

前掃部頭親能でみると、

①畫生庄②東園③西園村④高垣名⑤福武名⑥高成名⑦豊富安富
の7ヶ所を確認できる。なお、廣元の⑤と親能の①は「預所」である。

次に、1190（建久元）年四月の「造太神宮役夫工米地頭未済事」に出てくる「文士」が関係する庄園としては廣元でみると前出の伊勢国的小倭田庄が認められる。一方親能の場合でみると近江国で頓定、美作国布施郷、阿波国高越寺、長門国親能知行所。その他では彼の三善康信の弟である前隼人佐康清が美作国の平大納言信国知行分の地頭となっていることが確認できる。⁽²³⁾

次は、1213（建保元）年の「和田合戦」のあと勲功賞として和田氏の宗たる所領二五ヶ所が武士たちに配分されているのであるが、例によって「文士」に与えられた「庄」をみてみると、

相模国大井庄 山城判官行村

同国懐嶋 山城四郎兵衛尉

武藏国横山庄 大膳大夫廣元

陸奥国三迫 藤民部大夫行光

以上の四庄が確認できる⁽²⁴⁾。以上は全くの任意の事例でみたにすぎないがこれによっても「文士」でも、庄園などの「下地」の諸職を手中にしていることが知られるのである。ここでさらに一例をつけ加えるならば高野山領備後国太田庄（地頭職）は三善康信の所領であることは庄園研究者ではよく知られている。こうみてくると「文士」であっても、「所領」を得て「武士」と遜色のない存在の者が出現しているのである。とはいえ、「文士」たちの多くがかかわった公文所や問注所の発足時点ではとくに軍事優先の世界であったから合戦や供奉隨兵などでは「文士」たちと遜色なく伍していくことはその職掌からみて困難だったのである。

さて公文所などが発足して三ヶ月後の翌年正月には西海の平氏を追討するため範頼軍は豊後に渡ることになるのだが、従軍した武将は

北条小四郎、足利藏人義兼、小山兵衛尉朝政

同五郎宗政 同七郎朝光 武田兵衛尉有義

斎院次官親能 千葉介常胤 同平次常秀

下河辺庄司行平 同四郎政能 浅沼四郎広繩

三浦介義澄 同平六義村 八田武者知家

同太郎知重 葛西三郎清重 渋谷庄司重国

同二郎高重 比企藤内朝宗 比企藤四郎能員

和田小太郎義盛 同三郎宗実 同四郎義胤

大多和三郎義成 安西三郎景益 同太郎明景

大河戸太郎廣行 同三郎 中条藤次家長

加藤次景廉 工藤一麿祐経 同三郎祐茂

天野藤内遠景 一品房昌寛 土佐房昌俊

小野寺太郎道綱

など三五名であった⁽²⁵⁾。兼て頼朝の命令により、範頼は「有勢精兵」である三浦義澄に対しては再三にわたって周防国に留ることを命じたため彼は「先登」をあきらめ留ることになったのである。いずれにしても、ここにみられる武将はこの当時のそうそうたる有力武士であって「文士」はわずかに「斎院次官親能」のみであった。もっとも、最後の方にみえる一品房昌寛はしばしば「使節」や「奉行」などを務め、「文士」的な仕事を担当することがあったのである。だが前述のように親能の場合はかなりの「地頭職」や「預所職」を得ていたようで、それは有力武将たちと伍して「合戦」に参加したことなどによるところが大きかったのであろう。なお、親能は大友氏と関係があり例えは「親能猶子左近将監能直者、當時為殊近仕、常候御座右、而親能兼日招宮六僕仗国平談云、今度能直赴戦場之初也、汝加扶持可令戦者⁽²⁶⁾」とあって、親能の猶子能直は宮六僕仗国平の扶持によって奥州合戦で戦功をあげているのである。なお、中原系図ではこの親能を大友先祖といっている⁽²⁷⁾が、親能は鎮西に多くの所領所職をもつていて、それらの所職は中原季時や大友能直に譲られており、また大友氏の豊後国の所領所職は親能から譲られたものといわれているから、前述の平氏追討軍に参加して「鎮西」に赴いたことなどと関係があったのではなかろうか。

次に、1185（文治一）年十月に南御堂勝長寿院で供養が行われた。御家人中の殊なる健士によって辻々が警固され会場以下の奉行は宮内大輔重頼があたった。將軍出御にともなう隨兵以下供奉人は決っていて御歩儀の行列には多くの御家人が参加しているのである。將軍の後につづく五位六位の御家人は卅二人で「文士」では因幡守廣元と藤原官代邦通の二人が従っているから彼らは「五位」などの位階を得ていたのであろう。⁽²⁸⁾ 供養が終ったあと「被引布施、比企藤内朝宗、右近将監家景等役送」⁽²⁹⁾とあって「文士」である家景が参加している。また「布施物」等の奉行には筑後権守俊兼と主計允藤原行政があたっている⁽³⁰⁾。これら三人は五位六位以外の隨兵などの行列にも参加しておらず「武士」として扱いはされていないようである。以上、幕府創立期の御家人のうち「文士」と「武士」をとりあげて若干の検討を行ってみた。

註 (1) 吾妻鏡 文治二年四月三十日条。

(2) ヶ 文治元年六月七日条。

「稟武器之家」とか「武勇稟家」といったことに対する対しては、同様な事例として他にもみられるのであげておきたい。

①本文の(II)でもあげているが、

「弟等雖有数、守武藝之器、差進永実云々（傍点筆者、吾妻鏡治承四年八月廿四日条）」

②「成人之今、武器稟性、征平氏可興家之由有存念（傍点筆者、吾妻鏡治承四年九月六日条）」なお、ここで成人といっているのは義仲のことである。

③山本兵衛尉義経を説明して

「此義経者、自刑部丞義光以降、相続五代之跡、弓馬之両藝、人之所聽也、（傍点筆者、吾妻鏡治承四年十二月十日条）」

- (4) 「壯士等各施弓馬之藝 (傍点筆者, 吾妻鏡寿永元年六月七日条)」
- (5) 「渋谷次郎高重者, 勇敢之器, 頗不耻父祖之由, 度々預御感, (傍点筆者, 吾妻鏡元暦元年七月十六日条)」
- (6) 「高綱 (佐々木) 噴曰, 着主君御鎧之日, 若有事之時, 先取脇立進之者也, 加巨難之者未弁勇士之故實云々 (傍点筆者, 吾妻鏡文治元年十月廿四日条)」
- (7) 「就歌道并弓馬事, 條々有被尋仰事, 西行申云, 弓馬事者, 在俗之當初, 憋雖傳家風, 保延三年八月遁世之時, 秀郷朝臣以来九代嫡家相承兵法焼失, (中略) 其事曾以不残留心底, 皆忘却了 (傍点筆者, 吾妻鏡文治二年八月十五日条)」これは佐藤兵衛尉憲清 (西行) に「歌道」ならびに「弓馬事」を頼朝が尋ねたことに対する答えである。
- (8) 「藤田小三郎能国, 繼弓馬芸之故, 以勳功賞跡, 永可傳來葉之由云々 (傍点筆者, 吾妻鏡建久三年六月三日条)」
- (3) ノ 建保六年十二月十六日条。
- (4) ノ 建保六年七月廿二日条。
- (5) ノ 文治元年二月五日条。
- (6) ノ 文治元年五月廿五日条。
- (7) ノ 文治元年六月十六日条。
- (8) ノ 文治元年七月十二日条。
- (9) ノ 元暦元年四月十四日条。
- (10) ノ 元暦元年四月十五日条。
- (11) ノ 元暦元年十月六日条。
- (12) ノ 元暦元年八月廿日条。
- (13) ノ 元暦元年八月廿四日条。
- (14) ノ 文治元年四月十三日条では以上のようにその名を記している。
- (15) ノ 註(1)に同じ。
- (16) ノ 元暦元年十月廿日条。
- (17) ノ 建久二年正月十五日条。
- (18) ノ 註(17)に同じ。
- (19) ノ 建久三年六月三日条。
- (20)(21) ノ 註(19)に同じ。
- (22) ノ 文治三年四月廿九日条。
- (23) ノ 建久元年四月十九日条。
- (24) ノ 建保元年五月七日条。
- (25) ノ 文治元年正月廿六日条。
- (26) ノ 文治五年八月九日条。
- (27) 太田亮「姓氏家系大辞典」第一巻1240頁
- (28)(29)(30) 文治元年十月廿四日条。

(II) 鎌倉初期の「文士」たち

(I) で問題にした「文士」たちをここでは個別的に取りあげて検討することにしたい。まず最初は幕府の問注所の執事となって大いに貢献したあの三善康信をとりあげる。三善康信の使者が伊豆の北条に到着したのは1180（治承四）年六月十五日で、頼朝はその使者と閑所で対面している。この時は以仁王らの蜂起が失敗し、平氏は王の「令旨」をうけた源氏はみな追討

の対象として攻撃する構えであったというから、非常に危険なため頼朝に早く奥州方に遁れるよう伝えている⁽¹⁾。ところでこの康信の母は、頼朝の乳母妹であった関係からその好により偏にその志は源家にあったという。ところで康信は洛中の子細に関して月に三回ほど連絡したというが、今度は殊に重要であったので、弟の康清を使者にたてたという。彼は「所勞」を理由に出仕を止めてこの任務を果たしたという。その翌年にも連絡があり吾妻鏡ではこの間二度程中宮大夫属康信の書状を紹介している。閏二月四日のものは、洛中の巨細のことが報告されていたというが、この年の閏二月四日に死去した清盛のことに関しても記載されていたという⁽²⁾。次の書状はこの年の三月七日に到着したもので、院殿上で議定があり、一族の武田太郎信義に対して頼朝追討の「序御下文」が下されることが定められたというものであった。しかも、今度の平氏は源氏であればひとしく追討するというものではなく、「風聞之趣」では頼朝にかぎるという内容だったという。そこで棟梁としての頼朝は、早速、武田信義に問い合わせたところ追討使をうけたまわったことはないし、頼朝に対して異心などはないと陳謝した上で、起請文を提出したという⁽³⁾。ところでこの康信は明法家三善家に生まれ、早くから朝廷内では能吏と認められていたようであるが、平氏の清盛が勢力をのばしてきた頃からは昇進はみられなかつたようで、治承四年段階では「散位」⁽⁴⁾であった。

さて、前述のように頼朝の強い要請で康信が鎌倉に参住して仕えるようになったのは1184(元暦元)年四月からであった。翌月には頼朝はかの池前大納言頼盛、同息男の本官還任と一族の源氏のうち源範頼、源廣綱、源義信の国司補任を聽されるよう泰通朝臣に書を送っているが、それは善信(康信)が書いたものであった。⁽⁵⁾この件は翌月(六月)の五日に認められその除書は二十日に鎌倉に到着している。こうして権大納言平頼盛、侍従同光盛、河内守同保業、讃岐守藤能保、參河守源範頼、駿河守同広綱、武藏守同義信らの還任ならびに任官が認められたのである⁽⁶⁾。さらに康信は同年八月廿四日の新造公文所の「立柱上棟」には主計充行政とともに奉行を務めている。こうして十月初めには公文所の吉書始めが行われ⁽⁷⁾、同月二十日には問注所が発足している⁽⁸⁾。このときの両機関の構成員についてはすでに(I)で述べている。ところで治承四年六月、洛中からの使者を務めた弟の康清についていいうならば、1191(建久二)年正月の家司のメンバーには「公事奉行人」、前隼人佐三善朝臣康清の名を確認することができる。このように兄弟ともに「文士」として頼朝に仕えているのである。さて、この後の三善康信の活動については、後述することにしてここでは一二のエピソードなどについてふれることにとどめておきたい。一つはかの前大納言時忠が能登国の配所で1189(文治五)年二月に死去しているのであるが、頼朝は「先帝朝、平家在世之時、輔佐諸事、雖當時、為朝廷可惜歎之由、二品被仰」⁽⁹⁾と述べて惜んだというが、そのあと彼の年令については不審であると述べたところ知っている人はなく、三善康信に尋ねたところ六十二歳であると申したという。彼は洛中のことについてはこのように通じていたのである。次は1191(建久二)年四月に比叡山と佐々木定綱との間で対立があり「朝家大事」にまで発展した。康信は問注所の執事の仕事を軸にして

將軍に仕えてきたのであるが、このとき頼朝は高三位（泰経朝臣）殿に長文の奏状を提出している。だがその書状は善信が草し、俊兼が清書したものであった。文中で善信の衆徒に対する発言で注目すべきくだりがあるので紹介しておきたい。

- ①背 縱言企乱，凡不弁是非之性，宛不異木石歟。
 ②就中今年相當三合曆運，可勵攘災祈請之處，以小成大，與心事發，即自吾山致騷動之條，若是僧徒小德行，將又因果之所致歟，凡可謂逆徒矣，是則惡徒者多，善侶者少歟，然者，惡徒其性雖似瓦礫，善侶其性爭不懾愧乎，宜以此旨可達體聽給（後略）。(傍点筆者)⁽¹⁰⁾
 といったもので、ややレトリックに走ったところを引用したきらいがあるが「衆徒大衆」に対する批判としてはみるべきものがあり、頼朝では書けない一文であろう。

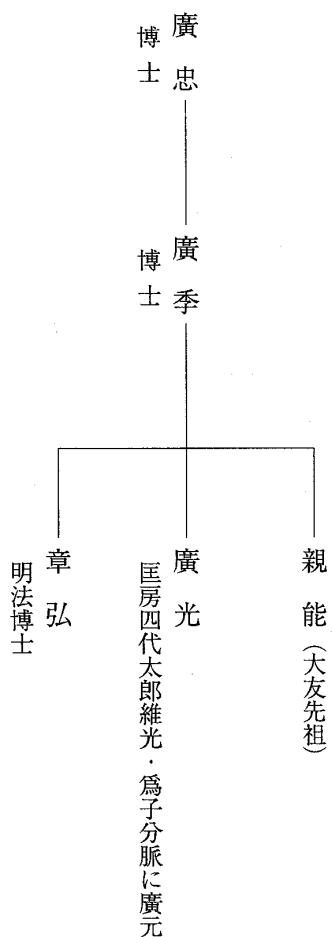
次は大和判官代邦通をとりあげる。前述の康信使者（康清）が帰洛するにあたり頼朝は感謝の御書を遣わしているが、この件に関して「大和判官代邦通右筆，又被加御筆并御判」とある⁽¹¹⁾。さてこの年の八月、邦通は伊豆国山木郷を根拠地としてこの地域の郡郷に威を輝かしていた平兼隆の要害の地にある居所を絵図に書いて帰参している。それは酒宴郢曲のさいに侵入して数日間逗留の間に書いたものであった。こうしてこの月の十七日には頼朝軍は兼隆を追討することに成功したが、この時の邦通について「邦通者洛陽放遊客也，有因縁，盛長依舉申，候武衛」⁽¹²⁾と説明している。これによると因縁のあった藤九郎盛長の推挙により「右筆」に取り立てられて頼朝に仕えたのだという。また、彼のことを「洛陽放遊客」といっているのも注意を引く点である。彼はなんらかの理由で「都」をはなれ、藤九郎盛長との因縁により推挙され仕えるようになったのである。こうして早い時期から頼朝に「右筆」として仕えることになったのであるが、それからまもなく頼朝は先程の平兼隆親戚史大夫知親が伊豆国蒲屋御厨で非法を強行し「土民」を悩ましているとして停止するよう下知を加えている。これが頼朝による「関東事施行之始」といわれているが、このときの奉行は邦通だったのである⁽¹³⁾。さらにこの年の十二月、頼朝は武藏国住人に対して「多以本知行地主職，如本可執行之由」⁽¹⁴⁾を下知しているが、このときの奉行は北条時政と土肥次郎実平が務め、下知状は邦通が書いたというように、この時期では邦通が文筆にたずさわることが多かったのである。

次に、前述の奉行の任にあった土肥次郎実平はこの年の旧冬の頃、梶原平三景時を相具して参上したことがあり、そのとき景時について「雖不携文筆，巧言語之士也，専相叶賢慮云々」⁽¹⁵⁾ということがいわれている。後年、この梶原景時の「讒言」に対して御家人達が結束して立ち上るといった問題が発生することになるが、ここでいっている「言語巧之士」はあるいはその伏線といったことも考えられなくもないが、頼朝の立場からすると「文士」不足が言外にあるようにも思われる所以である。さて、この翌年の五月に頼朝のもとに「伏見冠者藤原廣綱」が参上しているが、彼は「右筆」として仕えることになっている。⁽¹⁶⁾そのきっかけは頼朝から「駿京都者」がいないかとの御尋ねがあり、一族の安田三郎義定が推挙し「右筆」となったのだという。彼はこの頃、遠江国懸河辺に住んでいたという。これによるとさきの邦通やあとで述べ

る親能など「文士」として関東に登用されて御家人になった者にこのところこうした地方で生活を送っていた者が案外いたということはどう解すべきであろうか。単なる偶然とも思われないのであって、この時代の下級官人などのありようとともに検討する必要があろう。いずれにしても、この期の関東では「文士」が不足していたことはいなめない。

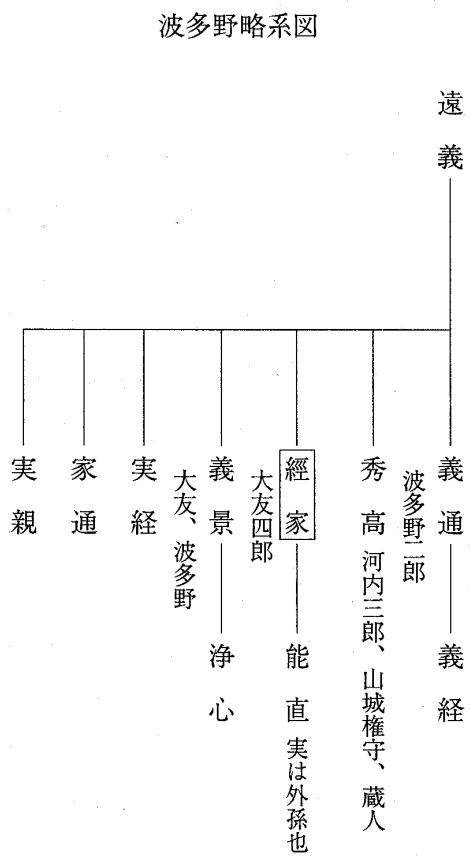
「馴京都之輩」ということであれば1184（元暦一）年六月、鎌倉に招かれ洛中に帰ることになった平頼盛に対し、頼朝は餞別の宴を開いている。その折りに「馴京都之輩」を招いているが、それらは小山朝政、三浦義澄、結城朝光、下河辺庄司行平、畠山重忠、橘公長、足立遠元、八田知家、後藤基清などといったそうそうたる「勇士」であった⁽¹⁷⁾。彼らは勿論「文士」ではなく、「番役」などで洛中の生活経験の持主といった者たちであろう。この場合、頼朝は「文士」と異ったこのような京都に通じた「勇士」を召してお世話をした平頼盛を慰労したのであろう。そういえば、1187（文治三）年三月に右近将監家景が京都より参着しているが、彼は「文筆」に携わる人で北条時政が在京していた時に試みに所々の地頭に示し付すなどの仕事にあたらせたところほとんど誤りがなかったという。そうしたことから時政は推舉し、頼朝

中原氏略系図



もこれを認めたという。この人物に対して（もとは九条入道大納言光頼侍）「則賜月俸等之由，被仰下政所，其上雖非指貴人，於京都之輩者，聊可耻思之旨，被仰含昵近之士云々」⁽¹⁸⁾といっている。ここでいっているこの時期の「月俸」とはどういうことであろうか。平安末期ではほとんどなくなったといわれているが「京都之輩」ということでこういう形式で支給されたということであろうか。他方で頼朝としては「京都之輩」のプライドにも配慮している点が注目される。なお、この年の七月に平頼盛は山城守橘維康を推挙してため京都より官仕するため参向したという。彼の場合、「如前驅事可勤役之人，依有御尋也」⁽¹⁹⁾というから「文士」ということではないと見做すべきであろうか。この場合、かの筑前権守俊兼が沙汰し、旅宿を指定しているとあるのが注目される。さて、邦通のことからだいぶ離れてしまったが、彼は公文所の発足にあたっては「寄人」として参上し、吉書は邦通が書いている⁽²⁰⁾。すでにふれてい るところであるが、1185（文治一）年十月、南御堂勝長寿院で供養が行われ、將軍出御にともなう御歩儀の行列では將軍の後につづく五位六位の御家人は世二人で「文士」ではあの因幡守廣元と藤判官代邦通が名を連ねていたのである。

次は中原親能を取りあげたい。彼は1184（元暦一）年十月には公文所寄人となっているが、彼の出自についてみると尊卑分脈や中原系図では中原廣季の子で実父は参議藤原光能で、母が前明法博士中



原廣季の女であったため外祖父中原廣季の養子となり中原氏を称することになったという。なお、中原系図では親能を大友氏の先祖といっている⁽²¹⁾。

前頁の系図はその中原氏略系図である。なお、後に取りあげる大江（中原）廣元についてもこの系図で言及している点は興味深い。親能と大友氏との関係については吾妻鏡では以下の二ヶ所に言及がある。

①波多野四郎經家，豈大自鎮西歸參，是斎院次官親能之舅也。則召御前，令問西海合戰間之事給云々⁽²²⁾

②亦親能猶子左近將監能直者，當時為殊近仕，常候御座右。而親能兼日招宮六僕仗國平談云，今度能直赴戰場之初也。汝加扶持可令戰者，仍國平固守其約，去夜潛推參二品御寢所辺，喚出能直，上臥相具之，越阿津賀志山，攻戰之間，討取佐藤三・秀員父子國衡近，畢。此宮六者，長井斎藤別當實盛外甥也。實盛屬平家，滅亡之後，

為囚人，始被召預干上總權介廣常，々々誅戮之後，又被預親能。而依有勇敢之譽，親能申子細，令付能直云々⁽²³⁾

以上、①の方は平氏を敗ったあとで、鎮西から帰参した波多野四郎經家を頼朝は御前に召して「西海合戦」のことを聞いたものである。そのときの經家を説明して、「大友」と号したことと斎院次官親能の舅であるといっているのである。②の方は、奥州合戦にあたり、親能は猶子の左近将監能直（当時は将軍に近仕し、常に座右にあった）に戦功をたてるように国平に扶持を依頼し、目的を達することができたのである。国平は斎藤実盛の外甥で、実盛は平家に属したため平家の敗北後は囚人となり、上総介廣常に預けられたあと親能が預かることになり、さらに実盛は勇敢之誉ある武士のため、子細を述べて能直に預けることにしたのである。なお、上掲の略系図でいえば四角でかこったのが波多野四郎經家で、その子が大友能直で、実は經家の外孫であるといっている。以上①と②からでも、親能と能直（両方とも名前に「能」がある）とがつながりのあることが知られるのである。

ところで問題の親能であるが、吾妻鏡は寿永二年が缺けていることなどもあってか彼の行動があきらかになるのは1184（元暦一）年あたりからである。しかしながら彼が他の「文士」と

異なっているのはいわゆる「勇士」、それも有力武将と伍して登場していることである。例えば義仲が敗れたあとすぐに大手大将範頼、揚手大将義経は1184（元暦一）年二月には摂津国に到着するのであるが、義経軍の武将の四番目に斎院次官親能の名をみることができるのである⁽²⁴⁾。こうして両軍は「一谷合戦」に勝利し、この年の四月には西海の平氏を追討することになるのである。勿論、それ以前の二月には頼朝の考えを「朝務事」など四ヶ条にまとめて「都」の泰經朝臣の許に遣わしているのである⁽²⁵⁾。親能その人についていうならばこの年の四月に、頼朝は平氏征罰の無事御祈祷のため淡路国の廣田社に神領一所を寄進しているが、親能に対して上洛の便宜についてその御下文を神祇伯仲資王に遣わすこと、つまり届けるよう命じている⁽²⁶⁾。この年の十月には前述したように公文所が創設されたのであるが、親能は寄人の筆頭に名を連ねている。さらに三ヶ月後の正月には範頼に従って豊後国に渡ることになるが、北条小四郎以下三七名の武将のなかに（七番目）見出すことになるのだが、「文士」では彼一人なのである⁽²⁷⁾。こうして二月中旬には頼朝は北条義時、親能、比企朝宗、同能員らに同心して平家を征討するよう書状を送っているのである。三月には戦地にある千葉常胤を筆頭にその苦労に感謝するとともに、北条義時、小山朝政、同宗政、斎院次官親能、葛西清重、加藤二景廉、工藤一蘗祐経、宇佐美三郎祐茂、天野藤内遠景、新田四郎忠常、比企藤内朝宗、同藤四郎能員、以上十二人に懃勲御書を遣わしたという。親能はこのようにこうした有力武将に伍して扱われているのである⁽²⁸⁾。さらに、1189（文治五）年の「奥州合戦」では猶子の能直が戦場に赴くのは初めて（初陣）ということもあって、かの斎藤別当実盛の外甥宮六兼仗国平に扶持を頼み前述のように戦功をあげることができたのである⁽²⁹⁾。以上のことからみると親能は「文士」としての活躍にとどまらない存在であったことが解るのである。実際、親能の所領は鎮西にも多く存在し、その後大友氏に伝領されたといわれているし、それとかかわってか、「文士」のなかでは「使節」として上洛するとか、きわだつて合戦に参加するという特徴をもった存在だったのである。

次に、吾妻鏡では頼朝が挙兵したあたりから1184（元暦元）年段階の公文所・問注所設立あたりまでの親能の行動についてはかならずしもあきらかではない。それには前述のように「吾妻鏡」の「寿永二年」が缺巻となっていることもかかわっているのかも知れない。もっとも親能の場合は幸いにして「玉葉」に登場していることもある程度のことを知り得るので、次に一二ふれることにしたい。

1180（治承四）年十二月に、前年の平氏のクーデターの折りに中納言雅頼の亭宅で狼藉事件が起きている。右大臣兼実は使者を遣わしてその実状を知ったのだが、それによるとその日の早朝に平氏の「勇士」が訪れて追捕狼藉に及んだというのである。しばらくして時忠の子息平時実の制止で勇士らは退散することになるのだが、このようなことが何故に生じたのかというと、斎院次官親能という者がこの殿中にいるということで、早く召して尋問したいがだめだったという。雅頼は彼は昨夜は宿直だから在宅のはずだと答えたというが、

時実がいうには夜半許りに門外に出たままもどってこなかつたといふ。また前將軍宗盛からも確かにこの殿中にいるはずといわれて搜したが結局は見つからなかつたといふ。そのため親能の父中原廣季の許にも勇士が派遣され、そこも逃れたあとだつたため雑色一人を擄めたのみで、あとは使庁に任せたといふ。⁽³⁰⁾ このように親能が平氏に追求されたのは伊豆の頼朝との関係があつたからであつた。つまり、親能は「自幼稚之昔、被養育相模國住人、自彼國成人、然間依近々、与謀叛之首頼朝、年來為知音」⁽³¹⁾といつた経歴の持主だったのである。なお、親能の父が中原廣季でそのためそちらも追捕されている点も注目されるのである。さて、今度のこの事件の奉行の任にあつたのは檢非違使別當平時忠で、後で聞いたところでは使庁の指示ではなくて前大納言平宗盛の下知であったというから平氏としては大いに力を入れていたことが解るのである。

次は、1183(寿永二)年九月、例の前中納言雅頼は右大臣兼実に「世上之事」を語っている。それは義仲のもとに落書があつて、義仲の所業の不当・非法が載せられていたといふ。ところがそのついでに「朝之重器」である兼実を登用しないのは尤も不便であるともあつたといふ。さらに彼が語ったところによると、昨日、親能の飛脚が書状を伝えてきているが、それによると十月頃には必ず上洛するといふ。彼は頼朝の使者として後白河法皇に申しあげることがあるので、万事そのついでに種々話をうけたまわりたいということであったといふ。そのところではこの親能の説明として前中納言雅頼の「門人」であり「家人」であつて、雅頼の子息左少弁兼忠乳母夫でもあつたといつてゐる⁽³²⁾。

1184(寿永三)年の二月中旬、大夫史隆職は在京中の義経の所従らの行為に関して右大臣兼実に訴えているがそれは隆職の召人が源氏の武士に追捕され家中が恥辱にあつたというものであつた。そのため、どうしたらよいか問うているのである。兼実はさっそく義経の許に使者を遣わして狼藉を停止するよう求めるとともに、関東に親しい公卿の前中納言雅頼の許にも照会の書札を送っている。後者は雅頼の家人である親能のルートを通じて事件の模様を明らかにしようとしたものだったのである。このとき親能は頼朝の代官として義経に従つて上洛しており「万事奉行」の任にあつていたため、この線を活用しようと考えたからであろう⁽³³⁾。いずれにしても京都の事情に通じ、かつ前中納言雅頼の「家人」でもあつた親能に、頼朝は「朝家」との接渉などに期待をかけていたのである。このときは兼実の照会に対して義経の返事とともに親能からもあつたが、彼の場合はその子細は知らないというものであった。いずれにしても親能の場合は、「文」「武」の両面にわたつて活躍しているのである。

次は、大江広元を取りあげる。彼は1148(久安四)年の誕生で、中原廣季の養子となり、中原姓を称することが認められている。彼の官歴としては1168(仁安三)年縫殿頭、1170(嘉応二)年權少外記とあり、いわゆる局務の仕事に携わつた経歴をもつてゐる。1183(寿永二)年には従五位上になつてゐる。吾妻鏡の初見は1184(元暦一)年八月で、頼朝は安芸介であった廣元を受領に補任するよう京都に申請したときで⁽³⁴⁾、同年九月には認められている⁽³⁵⁾。この

年の十月末には新造公文所の吉書始めが行われ、別当として着座していることは前述したところである。この廣元が鎌倉の頼朝に直接仕えるようになったのは三善康信と同時期ではないかと思われるが、吾妻鏡にはその辺の事情は記載がない。ではそのきっかけはなんだったのだろうか。このような「文士」たちは例えば三善康信の場合は彼の母は頼朝の乳母妹でその好で頼朝と接近するようになったといわれているし⁽³⁶⁾、藤判官代邦通は藤九郎盛長⁽³⁷⁾が、伏見冠者藤原広綱は安田三郎義定が、⁽³⁸⁾右近衛将監家景は北条時政といった具合に⁽³⁹⁾、頼朝の近臣、側近が推挙し認められて仕えるようになっているのである。後述する主計允行政の父は藤原行遠で母は熱田大宮司季範の妹で、母方が頼朝の母の実家にあたることから早期に幕政に参加したものと思われる。そうしたことからすると前述したように斎院次官親能の父は中原廣季であるというし、中原廣元は中原廣季の養子となり、中原姓を名乗ったというのである。こうなると両者は義兄弟ということになり、この線から親能が廣元をさそい、それが機縁で頼朝に仕えることになったのではと考えられるのである。

1191（建久二）年四月、廣元は明法博士ならびに左衛門大尉に任じられ、檢非違使の宣旨をうけたが⁽⁴⁰⁾、頼朝より関東祇候の輩は「顯要之官職」を兼帶することは非常によろしくないとして辞退するよう指示され、まもなく辞任している⁽⁴¹⁾。この問題に関しては「玉葉」は因幡前司中原廣元に関して「大博士廣季男」で頼朝卿の「腹臣」であると説明している。さらに兼実は「文筆士」で期するところは大外記、明経博士のはずで明法博士、左衛門大尉、檢非違使となったことは当時としては違例のことであり、天下の耳目を驚かしたといっているのである⁽⁴²⁾。しかも今度の廣元の任官は兼実の政敵、院近臣通親が推進したものといわれているのである。いずれにしても、この廣元の活躍は長期にわたっており、この時期以降でも、幕政上で重要な役割を果たしているので、項を改めて取りあげることにしたい。ただ前述した大夫属親能と大友氏との家系に類似した問題でいうと廣元と毛利氏との関係について、一言ふれることにしたい。というのは廣元の子季光はその所領相模国愛甲郡毛利庄の名をとって毛利氏を称しているのである。季光の孫時親のとき、1336（延元一）年安芸国吉田庄の地頭となり、以降この地方の在地領主として勢力を築くことになったというのである⁽⁴³⁾。

次は、主計允行政をとりあげる。彼は二階堂氏の祖にあたる。父は藤原行達で母は熱田大宮司季範の妹だという。母方が源頼朝の母の実家にあたる関係により幕初以来「文士」として幕政に参加しているが⁽⁴⁴⁾、まず1184（元暦一）年八月廿四日の公文所の立柱上棟にあたっては、三善康信と奉行を務めている。⁽⁴⁵⁾ 同年十月六日の新造公文所の吉書始めは安芸介廣元が別当で、行政は中原親能らと寄人に任じられて参上している⁽⁴⁶⁾。翌1185（文治一）年四月、武藏国威光寺院主長栄は前年の九月に寺領が押領されたと訴えているが、この日に早速、もとの如く返付するよう因幡守廣元は下知しているのだが、主計允行政、右馬允遠元、甲斐小四郎秋家、筑前三郎孝尚らと連署している。⁽⁴⁷⁾ 翌五月には平氏を敗ったあと廣元、康信、行政、俊兼らが参会し、鎮西施行条目（七ヶ条）を定め沙汰を経て早く施行するよう俊兼が奉行にあたって

いる⁽⁴⁸⁾。1191(建久二)年一月十五日には公文所にかわる「政所吉書始」が行われた。このときは前述したように行政は「政所令」になっている⁽⁴⁹⁾。北条氏が政所の別当や侍所別当を独占するようになると政所職掌は幕府の財政事務のみとなり、別当には北条氏の執権あるいは連署がなることになり、政所執事がその事務を所管するようになったのである。1218(建保二)年長子行光が任じられて以来、行盛、行康と子孫は代々その「執事」を世襲するようになっていいる。⁽⁵⁰⁾

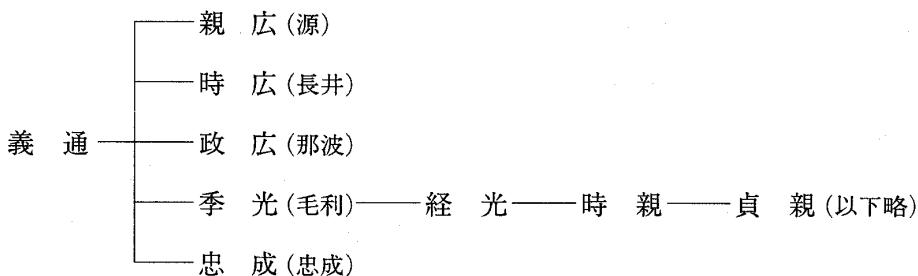
最後に、頼朝に仕えた御家人で「文士」と称された人達には、以上のほかに前述したように元暦元年の十月に公文所の寄人となった甲斐小四郎秋家⁽⁵¹⁾、大中臣秋家などがあり、1191(建久二)年正月には政所案主藤井俊長、知家事中原光家、公事奉行人文章生三善朝臣宣衡、民部丞平朝臣盛時、左京進中原朝臣仲業、前豊前介清原真人実俊の名が見えるが、それらについては言及するところがなかった。そこで若干の点をつけ加えておけば、甲斐小四郎秋家は故一条次郎忠頼家人であって、忠頼の父は甲斐源氏武田信義である。彼は源平争乱にさいしては父に従い武功をたてたが、その勢威が強大になったことから頼朝の不興をかい1184(元暦元)年六月十六日に殺されている。その二日後に甲斐秋家は頼朝に召し出されているがそれは「是堪歌舞曲之者」⁽⁵²⁾であったからであった。それ故に「武衛施芳情可致官仕之由、被仰出云々」⁽⁵³⁾というものであった。つまり源家一族の有力者一条忠頼をなきものにしたことと無関係ではないと思われるが「堪歌舞曲者」であったことも無視できない。次に頼朝の側近筑後守藤原俊兼は前述のように建久二年には政所の公事奉行人となっている。もっとも、質素な東国御家人のなかにあって華美を好んだこと也有ってか、1184(元暦一)年十月、頼朝にその派手な袖を刀で斬られ、奢侈を戒められている⁽⁵⁴⁾。彼の場合、「文士」が担当する役目について、分類すれば「武士」に入れてよいのではなかろうか。次の平盛時は問注所・政所に候じた「右筆」で、公家に対する書状や頼朝の御教書のうち盛時の執筆したものが多いといわれている。次は中原仲業で前述のようにかれは政所寄人であったが、1210(承元四)年には問注所の寄人を兼ねている⁽⁵⁵⁾。彼はかの掃部頭親能の家人で、「右筆藝」により召仕えることになったという⁽⁵⁶⁾。また藤井俊長(鎌田新藤次)は早くから「文筆」をもって頼朝に仕えており、1191(建久二)年に政所の案主に任じられている。四年後には政所知家事である中原光家と関東御分国の不熟損亡を調査する巡檢使に任命されている⁽⁵⁷⁾。彼等もまた「文士」としてそうした職掌に従事していたが、なかには「武士」と遜色ない行動をとっていた者も存在しているのである。もっとも1184(元暦一)年段階では公文所の寄人であった安達右馬允藤内遠元のように、「勇士」であったが「文士」と伍して従事していた者も存在した。もっとも、建久段階では彼の名を「政所」の寄人には見出すことができない。

次に、僧侶では、走湯山住侶文陽房覺淵⁽⁵⁸⁾、専光房良暹⁽⁵⁹⁾、永実、行実兄弟⁽⁶⁰⁾、一品房昌寛⁽⁶¹⁾、土佐房昌俊⁽⁶²⁾などが「武士」と対比して注目されるのである。というのはかの義朝の下文には「駿河伊豆家人等、行実令相催者、可從者」⁽⁶³⁾とあったというし、1180(治承四)

年の石橋合戦敗北後、永実は「弟等雖有数、守武藝之器、差進永実云々（傍点筆者）」⁽⁶⁴⁾といわれるような存在でもあったのである。つまり、「武士」に匹敵する行動をとった僧侶も一定程度存在しているのである。この他としては「雑色」についてもふれるべきであるがその点は後述することにしたい。

- 註(1) 吾妻鏡 治承四年六月九日条。
- (2) ハ 養和元年閏二月十九日条。
- (3) ハ 養和元年三月七日条。
- (4) ハ 註(1)と同じ。
- (5) ハ 元暦元年五月廿一日条。
- (6) ハ 元暦元年六月廿日条。
- (7) ハ 元暦元年十月六日条。
- (8) ハ 元暦元年十月廿日条。
- (9) ハ 文治五年三月五日条。
- (10) ハ 建久二年五月三日条。
- (11) ハ 治承四年六月廿二日条。
- (12) ハ 治承四年八月四日条。
- (13) ハ 治承四年八月十九日条。
- (14) ハ 治承四年十二月十四日条。
- (15) ハ 養和元年一月十一日条。
- (16) ハ 寿永元年五月十二日条。
- (17) ハ 元暦元年六月一日条。
- (18) ハ 文治三年二月廿八日条。
- (19) ハ 文治三年七月三日条。
- (20) ハ 元暦元年十月六日条。
- (21) 太田亮 「姓氏家系大辞典」第三巻4252頁
- (22) 吾妻鏡 文治元年四月十四日条。
- (23) ハ 文治五年八月九日条。
- (24) ハ 元暦元年二月五日条。
- (25) ハ 元暦元年二月廿五日条。
- (26) ハ 元暦元年四月廿八日条。
- (27) ハ 文治元年正月廿六日条。
- (28) ハ 文治元年三月十一日条。
- (29) ハ 文治五年八月九日条。
- (30)(31) 玉葉 治承四年十二月六日条。
- (32) 玉葉 寿永二年九月四日条。
- (33) 玉葉 寿永三年一月廿八日条。
- (34) 吾妻鏡 元暦元年八月廿日条。
- (35) 吾妻鏡 元暦元年十月廿四日条。
- (36) 註(1)と同じ。
- (37) 註(2)と同じ。
- (38) 註(16)と同じ。
- (39) 註(18)と同じ。
- (40) 吾妻鏡 建久三年三月二日条。
- (41) ハ 建久二年十月廿日条。
- (42) 玉葉 建久二年四月一日条。

(43) 毛利氏の略系図を示しておけば以下の如きものである。



(44) 太田亮 「姓氏家系大辞典」第三巻4424頁には行政（大将家政所執事、従五下、山城守、出雲權守、民部允、主計允、母は季範の妹）（中略）一行光（信濃執事、従五下、信濃守、兵衛尉、民部丞、）（中略）一行盛（執事、従五下、紀伊權守、左衛門尉、民部丞）（下略）とある。

(45) 吾妻鏡 元暦元年八月廿四日条。

(46) 註(7)に同じ。

(47) 吾妻鏡 文治元年四月十三日条。

(48) ハ 文治元年五月八日条。

(49) ハ 建久二年正月十五日条。

(50) ハ 建久元年九月六日条。

この日は伊賀次郎左衛門尉光宗が政所執事に補されているが、これは信濃前司行光が病歿危急により辞退したためであった。

(51) 吾妻鏡 元暦元年十月六日条では甲斐四郎であるが、文治元年四月十三日条では甲斐小四郎秋家となっている。

(52)(53) 吾妻鏡 元暦元年六月十八日条。

(54) 吾妻鏡 元暦元年十一月廿一日条。

(55)(56) ハ 承元四年十二月廿一日条。

(57) ハ 建久六年九月十九日条。

(58) ハ 治承四年七月五日条。

(59) ハ 治承四年十月十一日条。

(60) ハ 治承四年八月廿四日条。

(61) ハ 養和元年六月廿四日条。

(62) ハ 元暦元年八月八日条。

(63)(64) ハ 註(60)に同じ。

附記 拙著「中世初期政治史研究」及び「中世政治経済史の研究」において(II)で言及した「文士」たちについても一定程度検討している。

〔III〕 初期幕政における諸政策と文士たち

(1) 守護地頭制

[I]と[II]で鎌倉初期の幕政に「文士」たちが如何なる役割を果たしたかについても、若干の言及は行ってきたが、[III]では、頼朝は「朝家」からの軍事的要請=平氏・義仲・義経軍の追討に答えるとともに、ある種の政治的な提言、政策を打ち出しているのである。こう

して問題は武士=勇士のみではよくなし得るものではなかつたのである。したがつて、武家権門として勢力を確立するにつれて関東では「文筆士」=「文士」を必要としたのである。これは軍事上の勝利に対して政治は早期に定着化安定化させる必要があり、それを誤るとせっかくの政治的経済的陣地も後退を余儀なくされることになるからである。

1180（治承四）年八月、伊豆国蒲屋御厨での平兼隆親戚史大夫知親が非法を行い「土民」を惱ましたとして頼朝は停止するよう下知を加えているが、これは前述のように「関東事施行始」であり、奉行は「右筆」である大和判官代邦通であった。それには東国における「諸国一同庄公皆可為御沙汰之旨、親王宣旨状明鏡也」⁽¹⁾とあって、あの以仁王の令旨で支配の正統化を計っているのである。こうして早くも「右筆」（文士）の出番がみられ、かの邦通が奉行を務めていることなどについては前述したところである。同年十月には箱根権現に早河本庄を⁽²⁾同月には三島社に伊豆国御園、河原谷、長崎を寄進している⁽³⁾。彼の寄進状は宝前で書せたという。十二月には頼朝は武藏国の武士たちの多くの者に、もとの如く本領を安堵しているが、北条時政と土肥実平が奉行を務め下知状は邦通が書いていることは前述した。ところでこのように個々の「合戦」が終息するにしたがつて以上のような政治的行為も一段と進行しているのである⁽⁴⁾。こうした局面では「文士」の役割がますます重要性を増しているのである。

平氏追討の過程、1183（寿永二）年段階では武家権門が三極化するにいたり、関東の頼朝は十五ヶ国に対して一定の権限をもつようになったのである⁽⁵⁾。さらに翌年正月には一極をなしていた木曾義仲軍が解体し、頼朝と「朝家」との交渉が一段と活潑化する。こうして「朝務事」以下四ヶ条に関東の考え方をまとめて泰經朝臣の許に遣わしているのである。四ヶ条とは「朝務等事」「平家追討事」「諸社事」「仏事間事」であって、最初の「朝務等事」では「徳政」の実施を求めているが、ただし東国・北国の国々に対してはこの秋頃までには国司を任命し、「吏務」を行ってはと提言しているのである。つまりこの間に戦乱で逃亡した浪人たちを安堵する必要があるというのである。他の三項目にしても、さしつけた課題であって、「朝家」としても、とくに反対する理由はないし、希望していることでもあったのである⁽⁶⁾。こうした提案の「素案」には「文士」たちの見解が大きく取り入れられていたとみてよいのではなかろうか。この年の十月には「公文所」や「問注所」が創立され、こうした機関を中心に活動が組織化され活潑化することになるのである。その証としては幕政の初期に「幕府の巨細」を執行した廣元のもとには「寿永・元暦以来、自京都到来重書并聞書、人々款状、洛中及南都北嶺以下、自武家沙汰來事記録、文治以後領家地頭所務条々式目、平氏合戦之時東土勲功次第注文等文書」⁽⁷⁾が集積所蔵されていたのであって、すでにこの頃でも廣元のもとには「寿永・元暦」あたりの文書も引き継ぎ集積されていたとみられるのである。ついでにいっておけば問注所執事の三善康信は1208（承元二）年正月に康信の名越家が焼失し「心神網然」となったというが、それは彼の家の後面の山際にあった「文庫」には「將軍家御文籍、雜務文書并散位倫兼日記已下累代文書」⁽⁸⁾が納められていてそれが灰燼にきしたからであった。

そこで次に頼朝の名で出された主要な政策=代表的な提言などを検討してみたい。

最初に守護地頭問題を取りあげてみる。

1185（文治一）年の年末にあたって「関東重事」の問題で今後如何に沙汰するかで思い悩んでいた頼朝に因幡前司廣元は以下のように述べたという。

- ① 世已澆季，梟惡者尤得秋也，天下有反逆輩之条更不可斷絕。而於東海道之内者，依為御居所雖令靜謐，軒濫定起於地方歟，為相鎮之，每度被發遣東土者，人々煩也，國費也，以此次，諸國交御沙汰，每國衛庄園，被補守護地頭者，強不可有所怖，早可令申請給云々⁽⁹⁾。
- ② （前略）而彼兩人，其身未出來，暗跡遂電，旁分手令尋求候之間，國々庄々，門々戸々，山々寺々，定狼藉事候歟，召取候之後，何不相鎮候哉。但於今者，諸國庄園，平均可尋沙汰地頭職候也。其故者，是全非思身之利潤候，土民或含梟惡之意，值遇謀叛之輩候，或就脇々之武士，寄事於左右，動現奇怪候，不致其用意候者，向後無四度計候歟。然者，雖伊与国候，不論庄公，可成敗地頭之輩候也，但其後，先例有限正税已下国役，本家雜事，若致對捍，若致懈怠候者，殊加誠，無其妨，任法可致沙汰候也⁽¹⁰⁾。（傍点筆者）

①はいわゆる守護地頭制に関する廣元の提言で、月末には諸国平均に「守護地頭」を設置すること及び権門勢家庄公を論せず段別五升の兵糧米を宛課することを洛中にあった北条時政より藤中納言経房に申し入れたのである⁽¹¹⁾。こうしてその翌日には申請に任せて沙汰することが認められている⁽¹²⁾。

ところで権門勢家庄公を論せず段別五升の兵糧米の賦課に関しては翌年三月末には「兵糧米催」を停止することに決しているのである⁽¹³⁾。これは権門勢家のみならず「人庶」の愁嘆するところであったからだという。かかる「兵糧米」で想起されるのは1221（承久三）年の承久合戦終息後に東大寺などに出された官宣旨には「應令停止兵糧米責并同宛文及守護所自由下知，恣号地頭，不用領家使，押領諸国寺領事」⁽¹⁴⁾というもので、こちらは「三升米」であるが停止となつてるのである。文治の場合も、承久の場合の「兵糧米」も、ともに臨時の性格のものであるから一応の目的が達せられるならば停止するのは当然であろう。

次に、頼朝は同年十二月六日づけで帥中納言経房に院奏折紙⁽¹⁵⁾を届けさせているし、「関東引級之聞」のたかい右大臣兼実にも書状を届けている。②は後者の書状⁽¹⁶⁾の一節でいわゆる「文治守護地頭」が公認された直後のものである⁽¹⁷⁾。この間の政治問題等に関しては廣元・善信・俊兼、邦通らが沙汰をしたという⁽¹⁸⁾。（吉本では奉行）いずれにしても、このところで展開している政策には、以上のような「文士」たちが深くかかわっていることは疑いないのである。以上の二通の折紙と書状は雑色濱四郎が御使として上洛して届けているのであるが、それにつきそつた者は「京都案内者」で頼朝の義弟左典麿（一条能保）下部黒法師丸であったという。さらに、この間の「京都巨細」の大略は一条能保と侍従公佐（頼朝の外舅北条時政の外孫）らが示合せて決めたという。しかも今度、頼朝は前者を右馬権頭に推舉したという。なお、この文治の「守護地頭」の提言や院奏折紙を洛中で取りついだのは帥中納言経房で、彼は以前

から中納言を希望していたし、また「廉直貞臣」であることから頼朝は九月に中納言に推挙していたのである⁽¹⁹⁾。こうして「新藤中納言経房卿者廉直貞臣也、仍二品常令通子細給、於今者吉凶互被示合⁽²⁰⁾」という関係であり評価なのである。ところで①と②で文治の「守護地頭」の輪郭はある程度推測はできるがその実態は、いまだに明確となっているとはいがたい。というのは後年の「守護地頭制」に到達するのには糺余曲折があったと推察されるからである。そこで文治の体制が認められてまもなく「地頭」についての以下の有名な説明は参考となるのではなかろうか。

於諸国庄園下地者、関東一向令領掌給云々、前々称地頭者多分平家々人也、是非 朝恩、或平家領内授其号補置之、或国司領家為私芳志定補于其庄園、又令違背本主命之時者改替之、而平家零落之刻、依為彼家人知行之跡、被入没官畢、仍施芳恩本領主空手後悔之處、今度諸國平均之間、還断其思云々⁽²¹⁾

ここで注目したいのは前々地頭と称する者は多分に平家の「家人」であって、これは「朝恩」によるものではなく、①平家所領内にそうした号を授けて補置したものか、②国司領家が私の芳志として庄園などに定補したものだというのである。したがって、本主の命に違背した場合は改替できたのである。ところが今度平家の没落により彼の「家人知行跡」は没官地とされたのである。こうして芳恩を施した本領主はなすすべもなく後悔していたところ、今度諸国平均に補置されることになり還ってその思いを断つことができたというのである。ところでこの文の冒頭の部分の説明を省略したが、前述のようにそこには「於諸国庄園下地者、関東一向可令領掌給云々（傍点筆者）⁽²²⁾」とあるのである。つまり、「諸国庄園下地」は関東が一向に領掌するといっているのである。こうみてくると平家時代の地頭（平家領内の地頭と国司領家の私的芳志としてその庄園に補した地頭）と今度のそれとはこのように相違があるのである。もっとも、この一句は現実には宣言にとどまり、申請と同時に（翌日）認められたとはいものの、実際には、諸国庄園の下地は等しく関東の領掌するところとはならず、またすべての庄園等に「地頭」などが設置されたわけではなかったのである。彼の承久の乱後の没官地三千餘ヶ所に新補率法地頭があらたに設置された事実がそのことを何よりも雄弁に物語っているのである⁽²³⁾。

次は守護の問題をとりあげたい。①と②で問題となっている「梶悪者」や「謀叛人」を未然に防ぐためには是非とも「守護地頭」制の設置が必要だというわけである。では以上のような問題については以前の時代、時期ではどう対処してきたのかというならば、「押領使」「追捕使」（あるいは総追捕使）、さらには検非違使などがその主たる任務を担ったのであった。勿論、恒常的な体制をめざしていたが全体としては、一時的、局部的な限界を免れなかったのである。①の廣元の見解はその弱点を補うものであった。つまり、蜂起などが発生した場合、その都度関東の武士を派遣することになれば、人々の煩いであるし、国の費用も大変であるといつてい

ることである。②の方で注目すべき点はこうした問題に備え用意しないといけないといつていい点である。さて「押領使」「追補使」の発展形態としては1181（養和一）年正月に平宗盛は「畿内并伊賀、伊勢、近江、丹波等国惣官職」⁽²⁴⁾に任命されていることがあげられる。ここで注目されるのは石母田正氏がいうように惣官職の管轄下にいれられた九ヶ国は主として東国の乱に対して平氏政権の東正面をかためるために任命されたものとみてよいであろう。ところが翌二月には九ヶ国のうちの一つである丹波国の諸庄園総下司に越中守平盛俊が任命されているのである。⁽²⁵⁾ こうみると「惣官職」—「惣下司」による新体制をつくり出しているのであるが、ここでの「勇士」平盛俊が任命された丹波国総下司は鎌倉期の守護制につながるものとみてよいであろう。さて守護制については'90年代の初頭（建久年間）に確立されたといわれているが、1208（承元三）年には「守護人」の大番役の「緩急」などが問題となっている。その原因是「於為一身定役者、還誇故実、可有懈緩之儀（傍点筆者）」⁽²⁶⁾ということにあったようである。また「自然恩澤」による守護と「恩賞」によるものとに相違があったようである⁽²⁷⁾。かくしてこの問題をどうするか一定しなかったため近国の守護より「彼職補任本御下文等」の提出を求める事になったのである。その結果については近国の守護である千葉氏、三浦氏、小山氏の事例が吾妻鏡に紹介されている。

- ①千葉介成胤は「先祖千葉大夫元永（1118～1119）以後、為當庄檢非違所之間、右大將家御時、以常胤被補下總一國守護之由」（傍点筆者）⁽²⁸⁾と申したという。
- ②三浦兵衛尉義村は「祖父義明天治（1124～5）以来、依相交相模國雜事、同御時、檢斷事同可致沙汰之旨」⁽²⁹⁾（傍点筆者）を父義澄より受けたまわったと述べたという。
- ③小山朝政は「不帶本御下文、曩祖下野少掾豊沢為當國押領使、如檢斷之事、一向執行之、秀郷朝臣天慶三年更賜官符之後、十三代数百歳、奉行之間、無片時中絶之例、但右大將家御時者、建久年中、亡父政光入道、就讓与此職於朝政、賜安堵御下文許也、敢非新恩之職」⁽³⁰⁾といつて、彼の官符以下状を進覧したという。

こうした調査結果に関して、「自然恩澤」による守護はたとえ「小過」を犯していても、たやすく改補することはできない。今後は「懈緩」をしないように面々に仰せ含められたという。ところでこの問題の奉行には廣元があたっている。以上のことから建久年中には「守護体制」は定着し、それ以前では「自然恩澤」と「恩賞」による守護に一定の「差別」が生じていて、その調整が必要となったということが知られるのである。それについても廣元らが奉行にあたり一定の解決を計ったようである。いずれにしても、1186（文治二）年六月には廣元は頼朝の使節として上洛し、守護地頭問題についてさらに協議している⁽³¹⁾のである。その詳細は後述するとして、これまでの経過をみてもあきらかなのであるが、東国社会での「慣習」などをおさえつつも、「王朝国家」に精通した廣元らの「立案」によって「守護地頭」制は取りまとめられ「朝家」に提案し、その後に一定の整備がみられ序々に定着化していくものとみてよい

であろう。

- 註 (1) 吾妻鏡 治承四年八月十九日条。
 (2) ハ 治承四年十月十六日条。
 (3) ハ 治承四年十月廿日条。
 (4) ハ 治承四年十二月十四日条。
- なお、この一ヶ月程前に和田小太郎義盛を侍所別當に補している。(吾妻鏡同年十一月十七日条)
- (5) この段階にいたって関東は公的にも「朝家」と接触することになり、東海道十五ヶ国に対して公權が附与されたとして重視されている。
- (6) 吾妻鏡 元暦元年二月廿五日条。
 (7) ハ 貞永元年十二月五日条。
 (8) ハ 承元二年正月十六日条。
 (9) ハ 文治元年十一月十二日条。
 (10) 吾妻鏡 文治元年十二月六日条。
 (11) ハ 文治元年十一月廿八日条。
 (12) ハ 文治元年十一月廿九日条。
 (13) ハ 文治二年三月廿一日条。

また吾妻鏡同年四月十三日条には「次播磨国守護人妨國領由事、(中略) 次今南、石負両庄并弓削
杣兵糧事、度々被下院宣之間、早可停止之由、棒請文下向畢。」とあるが、これは関東が守護地頭問題を提起したあと洛中の守護の任にあった北条時政が條々の事に関して頼朝に問われた事項のうちの二項のことである。

- (14) 鎌倉遺文 2856号 承久三年十月廿九日。もっとも、その代りとして「備前・備中」の二か国を兵糧米のために徵収することを認めている。即ち同文書は「仍宛賜備前・備中二箇國於武士、被停止諸國諸庄米之濫責、(中略)」とあるのである。
- (15)(16)(17) 吾妻鏡 文治元年十二月六日条。
 (18) 吾妻鏡 文治元年十二月六日条。
 (19)(20) ハ 文治元年九月十八日条。
 (21)(22) ハ 文治元年十二月廿一日条。

なお、この庄園の「下地」に関しては「関東一向領掌」という提案は翌日承認されたのであって、彼の右大臣兼実を驚かしたのである。というのはあまりにも有名であるが、彼はこの件に関して「件北条丸以下郎従等、相分賜五畿山陰山陽南海西海諸国、不論庄公、可宛催兵糧、暨割、非啻兵糧之催、惣以可知行田地云々、凡非言語之所及(傍点筆者)」(玉葉、文治元年十一月廿八日条)と、速刻記述しているのである。だからといって実際には全国平均に守護地頭を配置することはできなかつたのである。

- (23) 吾妻鏡 承久三年八月七日条によれば、「叛逆卿相雲客并勇士所領等事武州尋註分、凡三千餘箇所也。二品禪尼以件沒収地、隨勇敢勳功之淺深、面々省充之」とある。
- (24) 百鍊抄 養和元年一月八日条。玉葉治承五年一月十六日条。
 (25) 玉葉 治承五年二月九日条。
 (26)(27) 吾妻鏡 承元三年十二月廿七日條。
 (28)(29)(30) 吾妻鏡 承元三年十二月十三日条。
 (31) 吾妻鏡 文治二年六月廿一日条。

(きたづめ まさお 本学人文学部教授 日本史学専攻)